

宇治市地域コミュニティ推進検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 町内会・自治会の活性化の方策および地域コミュニティや協働の在り方について検討するため、宇治市地域コミュニティ推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、市長に提言するものとする。

- (1) 町内会・自治会の活性化の方策に関する事
- (2) 地域コミュニティや協働の在り方に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、専門的事項を調査、研究させるために、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもってあてる。
- 3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開する。ただし、委員会が検討を行う事項が宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条に規定する非公開情報に該当するとき及び委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民環境部文化自治振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附則

この要項は、平成25年6月17日から適用する。